

令和4年度第2回
東大和市個人情報保護審議会会議録

令和4年7月20日（水）

令和4年度第2回東大和市個人情報保護審議会

1 日時

令和4年7月20日（水）午前10時から午後0時30分

2 場所

東大和市役所会議棟第4・5会議室

3 出席者

（1）審議会委員

- | | | |
|---------|-------|----|
| ① 会長 | 田村 茂 | 出席 |
| ② 職務代理人 | 池田 陽子 | 出席 |
| ③ 委員 | 中間 建二 | 出席 |
| ④ 委員 | 辻 洋一郎 | 欠席 |
| ⑤ 委員 | 佐竹 俊之 | 出席 |
| ⑥ 委員 | 奥田 真由 | 出席 |
| ⑦ 委員 | 横山 昌明 | 出席 |
| ⑧ 委員 | 関田 賢治 | 出席 |

（2）市長

尾崎 保夫

（3）事務局

- ① 総務部 矢吹部長
- ② 文書課 阿部課長、松本主任

（4）説明員

- 諮問1 デジタル政策課 藤本デジタル推進担当課長、葛上係長
- 諮問2 産業振興課 佐伯課長
- 諮問3 都市づくり課 梅山まちづくり推進担当課長
- 諮問4 文書課 阿部課長
- 諮問5 文書課 阿部課長

4 議題

（1）諮問案件

- ① AI-OCR システム利用事務におけるオンライン結合について
- ② 商店街アート事業の委託について
- ③ 東大和市都市マスタープランに関する事務の委託について
- ④ 東大和市個人情報保護法施行条例（案）の骨子について
- ⑤ 委託先の変更について

（2）報告案件

- ① 法令等に基づくオンライン結合について

② 個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について

③ 個人情報取扱事務の委託期間の更新について

5 会議の公開

会議は公開により行った。

6 傍聴人数

0人

<会議内容>

1 開会

○矢吹部長

それでは、定刻まで若干早いのですが、皆様お揃いでございますので、令和4年度第2回個人情報保護審議会を開会させていただきます。会議に先立ち、委員の出席状況を報告いたします。

○阿部課長

ご報告いたします。委員8名中、欠席1名。よって会議は成立しております。

○矢吹部長

本日は、令和4年度第2回の審議会ですが、委員におかれましては、新しい任期で初めての審議会となります。つきましては、次第の6まで会議の進行を務めさせていただきます。私、総務部長の矢吹と申します。よろしくお願い申し上げます。

2 委嘱状の交付

○矢吹部長

それでは、次第2の委嘱状の交付です。本来であれば、市長より直接審議会委員の皆様に委嘱状をお渡しするところでございますが、本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、対面での接触を極力避けるため、机上に置かせていただきました。ご了承をお願いいたします。

3 自己紹介（委員・事務局）

○矢吹部長

それでは、次第3自己紹介でございます。新しい任期になりまして、委員の交代がございました。つきましては、委員の皆様に自己紹介をお願いいたします。

○各委員

各委員による自己紹介を行った。

○矢吹部長

ありがとうございました。次に、事務局の紹介をさせていただきます。

○阿部課長

おはようございます。私は文書課長の阿部と言います。よろしくお願いいたします。

○松本係員

文書係員の松本と申します。よろしくお願いいたします。

○阿部課長

なお、文書係長の吾郷がおりますが、今日はお休みです。以上です。

4 市長挨拶

○矢吹部長

続きまして、市長よりご挨拶がございます。よろしくお願いいたします。

○尾崎市長

皆さんこんにちは。尾崎でございます。本日はご多忙のところ、東大和市個人情報保護審議会にご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。さて、全国的に、新型コロナウイルス感染が再拡大しております。市内の小中学校や保育施設等でも多くの感染がみられることから、細心の注意を払う必要があると考えております。ちなみに市役所、東大和市は昨日までの報告で、108件ということで、いよいよ100の台に乗ってきたわけでありませうけれども、どこまでいくのか不安はあるわけですけれども、ただそれと同じように、市の職員、市で働いている皆さん方、いつもなら大体何かありまして1枚なのですけれども、今日は3枚にわたって報告がありました。非常に急激に増えているのかなと思ってございます。そういった意味で、皆さん方にもぜひ、感染等注意していただいて、これからも審議会等いろいろところで活躍をしていただきたいと、そのように思っております。また、こうした中でありますけれども、様々な課題に迅速かつ的確に対応していくことが求められておるわけでございます。事務内容の見直し、あるいは新たな事務の実施についても、必要があると認識しているところであります。これらの事務の実施にあたりましては、個人情報の適切な取扱いが必要不可欠となってまいります。委員の皆様におかれましては、個人情報保護制度の適正な運用のために、引き続きお力添えを賜いますようお願いを申し上げます。また、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、新たに東大和市個人情報保護法施行条例を制定する必要が生じました。本日は、条例案の骨子につきまして、市の考え方をお示いたしますので、ご審議をよろしくお願いいたします。気温が高くなってまいりました。委員の皆様におかれましても、体調管理に気を付けていただきたいと思います。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

5 会長及び職務代理者の選出

○矢吹部長

続きまして、会長及び職務代理者の選出につきまして、お諮りいたします。東大和市個人情報保護審議会規則第2条第1項におきまして、「会長の選出は委員の互選による」となっております。いかがいたしましょうか。

○委員

前期で会長を務められていた、委員歴が一番長い田村委員が適任と考えております。

○矢吹部長

ありがとうございます。ただ今、田村委員が推薦されました。いかがいたしましょうか。よろしけ

れば拍手でご承認をお願いしたいと思います。

○委員一同

(拍手)

○矢吹部長

それでは、田村委員は会長席へお願いいたします。では田村会長、一言ご挨拶をいただけますでしょうか。お願いいたします。

○会長

前期に引き続き、会長職ということで、身が引き締まる思いでございます。今、委員からもあったのですが、ただ長くやっているだけで全く能力はないという中で、皆様のお力添えをいただきながら、務めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○矢吹部長

ありがとうございました。続きまして、職務代理者でございます。規則第2条第3項に、会長が予め指名する委員が、その職務を代理するとございます。会長、いかがいたしましょうか。

○会長

前期同様、池田陽子委員へお願いしたいと思います。指名させていただきます。よろしくお願いいたします。

○池田委員

承ります。ありがとうございます。

○矢吹部長

よろしいですか。ご挨拶は。よろしくお願いいたします。

○池田委員

よろしくお願いいたします。

○矢吹部長

ありがとうございます。

6 審議会への諮問

○矢吹部長

では次に、次第6、審議会への諮問でございます。委嘱状の交付同様、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、読み上げのみを行うこととしまして、諮問書については、会長の机上に置かせていただいております。内容については、皆様に配布した資料と同様のものがございます。そちらでご確認をお願いいたします。

○尾崎市長

諮問書。東大和市個人情報保護審議会会長、田村茂様。東大和市長、尾崎保夫。個人情報の取扱いについて、貴審議会に諮問いたします。諮問事項につきましては、事務局より説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○矢吹部長

では、このあと市長は公務のため、ここで退席をさせていただきます。ご了承のほどよろしくお願いいたします。

○尾崎市長

よろしくお願いいたします。

○矢吹部長

それでは、本日の諮問事項でございますが、5件となっております。それではこの先の会議の進行を、会長にお願いをいたします。会長、よろしくお願いいたします。

○会長

改めましてよろしくお願いいたします。

7 個人情報保護制度の概要と個人情報保護審議会について

○会長

まず、審議に先立ちまして、事務局から、個人情報保護制度の概要と個人情報保護審議会について、説明がございます。説明を求めます。よろしくお願いいたします。

○阿部課長

それでは、説明をいたします。資料は、厚みのあるA4の、タイトルが「個人情報保護制度の概要と個人情報保護審議会」とある冊子でございます。時間の関係もございますので、要点を絞ってのご説明をさせていただきたいと存じます。はじめに、1、個人情報保護条例の目的。並びに2、個人情報保護条例の構成につきましては、記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。1枚おめくりいただきまして、3、個人情報保護制度の概要でございます。個人情報保護条例では、個人情報の収集、管理、利用についての原則を定めております。市では、この原則に基づいて、個人情報取扱事務を執行しております。中央の二重線で囲んである部分をご覧ください。新たに個人情報を取扱う事務が発生した、または届出した内容に変更があった場合に、この審議会に対しまして、諮問や報告を行い、委員の皆様からご意見を賜ることによりまして、市の事務執行が適正に実施される仕組みとなっております。次に、3ページ、4、個人情報保護審議会の所掌事務、事項についてでございます。条例で審議会に諮問、または報告することが定められているものを、表の形式にまとめたものでございます。事務を条文に照らし合わせ、公示で審議会の意見を聞くとされている事項を諮問事項、審議会に報告するとされている事項を報告案件とし、それらの案件が、本審議会で議題として取扱われることとなります。

次に、1枚おめくりいただきまして、4ページ。個人情報保護審議会の進め方についてでございます。審議会を取扱う諮問案件につきましては、案件ごとに、担当課長から説明を受け、委員からの質疑を賜ったのちに、審議会の意見として、承認、不承認の決定をしていただきます。また、報告案件につきましては、一括して事務局から説明したのち、質疑を行っていただきます。審議会にいただいた意見につきましては、終了後、別途会長から市長に答申をしていただきます。それ以降の資料につきましては、関係します条例や規則など、また、個人情報取扱事務を委託する場合に契約上使用しております特記仕様書でございます。時間の都合もございますので、個々の説明は割愛をさせていただきます。

たいと思いますので、のちほどご確認をいただければと思います。簡単ではございますが、以上で説明を終了いたします。よろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。事務局より説明が終わりました。何か質問事項がございましたら、お願いしたいと思います。今まで実施してきたこと、実際にやってきた方法を説明いただきました。今後これもこれは変更なしということで、進めていくこととなります。よろしいですか。それでは、特にないようですので、諮問案件の審議に移りたいと思います。

8 諮問案件の審議

諮問1「AI-OCR システム利用事務におけるオンライン結合について」

○会長

それでは、令和4年度第2回東大和市個人情報保護審議会の審議を始めさせていただきます。まず諮問1、「AI-OCR システム利用事務におけるオンライン結合について」審議を行います。よろしくお願いいたします。どうぞお座りください。それでは、担当課の説明を求めます。

○藤本課長

おはようございます。総務部デジタル推進担当課長の藤本と申します。隣は副課長の葛上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、ご説明させていただきます。諮問資料の3ページをお開きいただきたいと存じます。今回の審議会では、AI-OCR システム利用事務におけるオンライン結合につきまして、事務の開始を、条例第7条第4項に基づき報告し、オンライン結合をすることについて条例第13条第2項第2号に基づき、諮問をさせていただくものでございます。諮問の理由につきましては、点線で囲んだ箇所に記載のとおりでございます。市民等から提出を受けた紙の申請書をスキャンし、PDF化したのち、AI-OCR システムを利用し、エクセルデータに変換するため、オンライン結合を行いたいということでありまして、より簡潔に申し上げますと、新たなシステムを導入することによりまして、職員がこれまで手入力により対応していたものを、自動入力に変更するものでございます。このシステムが、事業者が提供し、自動変換されたエクセルデータを職員がダウンロードすることとなりますので、オンライン結合となります。なお、AIでございますけれども、AIは人工知能を表した用語でございます。人間の知能に近い機能を、コンピューターによって実現する技術のことを指した用語となっております。

次に、5ページをお開きいただきたいと存じます。ここからは、事務の開始に伴う届出事項について、説明をさせていただきます。2番の開始年月日でございますが、令和4年10月1日を予定しております。5の事務の名称は、AI-OCR システム利用事務でございます。6番の事務の目的でございますが、市民等から提出を受けた紙の申請書をスキャンしPDF化した後、AI-OCR システムを利用して、エクセルデータに変換することでございます。8番の記録項目についてでございますが、こちらのシステム、今後は全庁的に使用してまいりたいと考えておりますので、含まれ得る個人情報について記載をさせていただいております。次に11番の個人情報の主な収集元は、本人でございます。12番の個人情報の経常的な目的外利用、こちらはございません。13番の委託につきましても、この

業務は該当はございません。15の備考欄でございますが、申請書のPDFデータをエクセルデータに変換する作業はAIが行います。またエクセルデータは、申請書をシステムへ登録した部署がダウンロードして、活用するという形になります。

次に、裏面の6ページをお開きいただきたいと存じます。このシステムにつきましては、今後、対象事務を拡大していく中で、特定個人情報を取扱う事務も対象になる可能性がございますので、必要な記載をさせていただいたところでございます。

次に、7ページをお開きください。ここからは、オンライン結合に伴う諮問内容について説明をさせていただきます。まず1番の、オンライン結合をする組織の相手方でございますが、NTT DATA社を予定しております。この事業所でございますが、地方公共団体のネットワークシステムでございますLGWAN、このLGWANを通じて、このAI-OCRシステムを提供しておりますので、セキュリティの対策は高いシステムとなっております。2番のオンライン結合の目的は、AI-OCRシステム利用のためとなっております。3番のオンライン結合をすることの必要性、適切である理由は、先ほどご説明したとおりとなっております。最後に、7番の備考でございますが、このAI-OCRシステムを使ってダウンロードする項目は、先ほど届出事項の中でご説明した記録項目と同一となっております。

以上、ご説明を申しあげましたAI-OCRシステム事務のオンライン結合について、ご意見を伺いたいところでございます。よろしく願いいたします。以上です。

○会長

説明が終了しました。私自身、よくわからないところがあるので、先にお聞きしたいと思うのですが、よろしいでしょうか。この目的が、エクセルデータに変換することということなのですが、エクセルデータに変換したものを何に使うのかというのがわからないのですけれども。例えば、私なんかは個人的にPDFをエクセルに変換する無料のソフトを利用して、名簿なんかをいただいた時に、それを修正するために、エクセルに変換して使用しています。もともとこの申請書というものを、エクセル化して、使用する目的というのは。もともと、本来の目的は何なのかという説明がないので、わからないのですけれども。まずそこを説明してもらいたいのが1つと、申請書をエクセル化して、もともとの申請書はどういう取扱いになるのでしょうか。それは別に取扱いは変えないで、あくまでもエクセル化したデータを利用して何かをしたいということだと思っておりますけれども。これは私の思っている疑問なのですが、そこだけ先に、よろしいでしょうか。

○藤本課長

まず、ご質問の目的でございますが、こちらの目的、主旨としましては、業務改善というところになります。仮の話で申し上げますと、例えば保育園の申込をする時に、皆様、紙でご記入いただきます。その紙で書いていただいたものは、市で受けて、それを、基本的には手で入力をして、システムに入力して、そのあとに市民の皆様に対して、保育園に入るとか入れないとかいうような通知を差し上げる。その一連の中で、手で入力をしている、それを、まずこのシステムを使うことによって、エクセル化して、データ化をする。データ化をすることによって、機械に取り組むことができるということで、その業務の効率化を図るところが、今回のAI-OCRシステムの主旨でございます。で

すので、保育園の例示をさせていただきましたけれども、様々な申請書を市で受けていますので、それと同じような形で、ほかの分野でも使っていけるのではないかと考えております。以上です。

○会長

そうすると、対象とする申請書等というのは、申込書みたいなこととおっしゃったのですけれども、そういったものから、コピーして自分たちが必要なところへデータを持ってくるということをするのですか。申請書そのもので使うのか、それを自分たちが作りたいものに置き換える作業をするということでしょうか。そういう解釈で良いですか。

○藤本課長

申請書はいただきます。いただいて、例えば申請に対して、市としてお答えを差し上げる。申請に対して決定とか不決定とかを差し上げると。その時に、いただいた申請書をデータ化して、それを決定通知の、簡単に言うとイメージ的な話ですけれども、そのデータを機械上で移し替えることができる。そうすることによって、その決定通知の入力する作業などが省略できるので、決定通知を効率的に出すことができる。そういう一連の流れの中で、このシステムを使わせていただく。申請書は申請書でお受けする。その流れは変わらないです。

○会長

その説明がないと、わかりませんよ。ただエクセル化するというだけで、目的がわからない。これで多分皆さんもなんとなくわかったのかなと思いますけれども。すみません、先にお聞きしました。それでは、質問等ございましたら、お願いします。

○委員

このシステム、申請書にあるものを全てエクセル化しようという形なので、かなりいろいろな情報を入れると。記録項目を見ますと、本当に特定個人情報みたいなものも全て入っている。財産状況から、要配慮個人情報まで入っていて、これを全部エクセル化してしまうと。そうすると、全庁的に使うという形が可能になってくるのですけれども、全庁的に使うということは、ほかの部署も、全然関係のない部署までが、そのデータを参照できるとか、使えるとか、そんな状態になってきやしないか。その目的外利用という観点からすると、全然関係のない部署の人が、例えば生活保護の申請の中身が見られるとか、身体的な状況、保健関係の情報がみられるとか、そういうようになってくるととても問題だ。ということで、ここでは各部署がダウンロードできるという言い方をされているのですが、具体的には、これはパスワードでやっているのですか。それとも、どんな形で各部署だけがそのものをダウンロードできる形になるのですか。

○藤本課長

市がいろいろな業務を扱っておりますので、担当部門ごとに扱える範囲というのは、セキュリティ上制限させていただいております。今回入れるのは、例えば、今、例に出していただきました生活保護業務で使うのであれば、あくまでもその生活保護業務の中で、エクセルデータに変換して、業務の中でデータを活用させていただくという形になりますので、ID とパスワードでこの業務ごとの権限については管理をさせていただきます。ですので、例えば生活保護業務でエクセルデータ化したデータを、ほかの課の職員が見ることはできません。あくまでも、業務ごとに管理をさせていただいて、

活用させていただく、そのためのシステムとご理解いただきたいと思います。以上です。

○委員

ID とパスワードの管理は、どのようにされているのですか。例えば、毎日パスワードを変えるというシステムも当然あるとは思いますが、この場合、この市庁で使う場合、人が全部変わるでしょう。各部署で。そうすると、パスワードがずっと永遠に続いていけば、転属先でも利用しようと思えばできてしまう。そのへんの管理はどのようになっていますか。

○藤本課長

ID とパスワードですけれども、人事異動がございますので、当然、その部門から外れる時には、権限というのは全て見直しをしております。あくまでもその時点で就いている業務の範囲内での閲覧、利用ができるような形で、こちらで集中的に管理させていただいているという形になっております。以上です。

○委員

そのパスワードは変わるわけではないのですか。集中的に管理するという意味がよくわからないのですが。例えば、昨日まで生活保護課にいた人が、パスワードと ID を持って作業されていたと、そして翌日は別の課に異動したと。その時に同じパスワードと ID を持っていれば、そこで閲覧できてしまうのですか。

○藤本課長

理屈の話なのですけれども、生活保護の業務から外れた時には、見られないです。見られなくなるのですけれども、今現状、細かい話をさせていただくと、ID とパスワードというのは、課で振っておりますので、極端な話、職員がその前のパスワードを覚えていけば、それは理論上はできてしまうのですけれども、そういうことはならないように教育をさせていただいておりますので、基本的には、一旦振ったものというのは、その業務でしか使えないと。例えばその職員が、子育て支援課に行ったら、子育て支援課としての ID とパスワードを付与するという形になりますので、そもそもその生活保護のものは見られないというようになります。

○委員

個人の持っている ID とパスワードということですか。それは職員の、それを入れてアクセスすると。そうすると、旧来の ID とパスワードはほかの部署に行ったら使えない、見られないはずだという話ですね。そのへんが、きちんと管理をしないと、この情報はすごいなど。あらゆる情報がエクセルデータ化されると、どこでも参照されるようになると恐ろしいと思うので、そのへんの管理はしっかりしていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○会長

アクセス権限を、個人のパスワードで制限しているのですよね。ですから、誰が何を見たとわかってしまうという形で、個人個人の。それが、何課に行ったら、あなたはこれしか見られませんよという、そういったアクセス権限、ほかは見られないようなものになっていると。そういった意味では、何かあった場合、誰が何したとすぐにわかるということですね。

○藤本課長

ログですね。記録が残っていますので、誰が何を見たかという記録も、うちで確認できるという形になっています。

○会長

失礼しました。

○委員

補足資料の6ページの、半分より下なのですけれども、データ変換した、データそのものを、NTT DATA のシステムのデータベースに保管しておくというイメージですか。この機能も使うということですか。今回。

○藤本課長

6ページの下のところですか。

○委員

これを見ると、データ変換しただけではなくて、データを持っておいて、それを権限管理で、アクセスできますということも書いてあるのですけれども、これも使うということですか。

○藤本課長

こちらの機能ですけれども、基本的に NTT のほうでは持たないです。変換だけをさせていただいて、しかも、使うのはさっきご説明した LGWAN というシステムを使います。通常のインターネットの中に出ていくのではなくて、やり取りをして、NTT に情報を投げて返したものを市で使うというシステムです。

○委員

NTT に投げて、データ行きますよね。返ってきますよね。NTT のほうで、データはいつまでも残っているのですか。それとも、削除されるのですか。

○藤本課長

NTT のほうでは持たないという認識です。

○委員

それを聞いて安心しました。ありがとうございました。

○委員

何点か確認ということです。今回、スキャナは各課に当然配置されるということになるかと思うのですが、それを含めて、恐らく補正になるのではと想像するのですが、大体補正予算を差し支えない程度で、どのくらいなのかなと。それと、正確にはエクセルデータというお話ですが、CSV ファイルという理解でよろしいですか。それと、例えば一括で申請書を、100件なら100件スキャンして画像ファイルにして、その100件そのものが CSV ファイルとしてダウンロードできて、先ほど会長がおっしゃられた利用という部分は、検索から並べ替え、ソート、という形、あと抽出、それらの統計処理的な部分を、そういう形でできることから事務改善になると思われましても、かなりこのシステムをすることによって、事務効果は非常に高いのではないかと思うのですけれども、それについて基本的な考え方、予算というのは、費用対効果という部分で、具体的な数字としては出てこないと思うのですけれども、かけた費用に対して、どのくらいの効果があるのか。例えば、かなりそれが

続くことによって、残業時間が減るのではないかとか、人員まではちょっと厳しいと思うのですけれども、そういった効果もどういった考え方が教えてください。それで、基本的な PDF 化なので、標準的なフォーマットの様式というのは特に考えていないというように私は理解したのですけれども、各課それぞれ、申請書が違うので、そんなふうに考えたのですが、その CSV ファイルの設計というのは、どんな形で、課でそれぞれ違いますよね。登録が、例えば住所、名前、性別だけは共通していると思うのですが、例えば所得だとか、あるいは家族だとか、そういう形で各課により違う。それについては、どんな形になるのかなど、そこを確認したい。よろしく願いいたします。

○藤本課長

まず、予算の関係からご説明させていただきます。こちらは今年度、当初予算に利用料、スキャナも含めて計上させていただいております。詳細な資料は今ないのでありますが、400万円程度、全てを込みです。期間も今回、1年間を見込んでいますので、今後10月から始めるとなるともう少し縮減できるかなと思っております。2点目のご質問、こちらはエクセルと言っていますが CSV ファイルとご理解いただいても構いません。それから3点目の、読み込んだデータの並び替え等というところがございますけれども、こちら委員のおっしゃるとおりで、データ化されますので、例えば住所順であるとか、世帯順であるとか、そういった形で自由にデータを活用することができますので、事務改善につながると思います。こちらの事務改善の効果ですけれども、やはり人員の関係、様々な仕事があつて、この効果だけでなかなかそこは計りづらいというのは確かにあると思うのですけれども、入れることによって、今まで手でやっていたものが機械化されるというところでの効果は非常に大きいと、事務局では思っております。それから最後の申請書のフォーマットの関係でございますけれども、こちらの AI の関係ですけれども、少し複雑な申請書となってしまうと、読み取りがなかなか難しいというところは確かにございます。全てがきれいに読み込めるということはございませんので、こちら AI を導入する時には、可能であれば、申請書のほうをもう少し読み取りやすいようなものに変更することによって、そのあとの事務が円滑に流れていくということも考えられますので、今あるものを単純に AI にするというのも一つの方法なのですが、さらに踏み込んで、申請書の内容を AI が読み込みやすいようなものにするによって、そのあとの事務改善へ繋がっていくというところを考えていく必要があると思っております。以上です。

○葛上係長

フォーマットの件なのですけれども、申請書ごとに、帳票定義体というのを1個1個作っていくこととなりますから、保育園の申込書であれば、それ用の読み取りのフォーマット、児童手当であればそれ用の申込書、税の申告書であればその申告書と、1個1個様式を見直したものに対して、フォーマットを作って、それを読み取っていくということになりますので、徐々に各課が使っていけるようになると思います。以上です。

○委員

1点質問なのですけれども、AI がほぼ100%文字を読み取ることができると、こちらには書いてあるのですけれども、例えば人間特有の、括弧でここを追加してくださいとか、そういうチェック、最終的に、本当に書いていただいたものと AI が入力したもののチェックは NTT さんがやるのか、市

の方がやるのか教えてください。

○藤本課長

チェックにつきましては、市が行います。NTT さんは何も行わないです。

○委員

入力するだけ。

○藤本課長

あくまでも、例えば簡単にイメージしていただくのに例示させていただくと、例えば今まで手で職員 2 人で入力したものを、例えば一方を AI にして、一方を職員がやる。少なくとも AI で読み取りますけれども、職員の確認作業は必須だと思います。全てが全部そのとおりに済むとは保証できませんので、それで市民の皆様にご迷惑をかけるわけにはいきませんので、市の職員のチェックは引き続きやっていく。そこの介入は減っていくというイメージを持っていただくと良いかなと思います。以上です。

○委員

わかりました。ありがとうございます。

○葛上係長

補足なのですけれども、その字の訂正が入っているところを見落とすなど、そういうのがある場合があります。先行事例がありますので、聞いている限りですけれども、今までは申請書が来ましたと、そうしたらその場で見ながら入力できたと。今度こういった場合、まず見て、この字が AI で読めるかなと、前裁きをまずすると。非常に癖がある字や、達筆な方だったら、AI で読めないだろうから、先にはじいてしまう。残りを人がやる。100 あったものが70 AI に任せられる。言ってみれば30 に減りました。これで省略化ができたということにつながると聞いております。以上です。

○委員

ありがとうございます。

○委員

先ほどのご説明で、開始年月日が10月1日で、全庁全ての申請書に広げていくには、時間をかけてやるというように今、理解をしたわけですけれども、この1日から先行してやる業務は何か、どういう書類の申請になるのか。また、最終的に全ての申請書を PDF 化する、対象にするということであると、これは令和4年度中にも全て広げられる見込みがあるのか、もう少し時間がかかるのか、このあたりはいかがでしょうか。

○藤本課長

10月1日の先行の対象業務でございますけれども、今事務局のほうでは、まずは保育園の関係、保育園の入園の関係の申請書等から AI 化ができないかと考えておまして、4年度後半から取り組んでまいりたいと思います。それから全ての業務への拡大でございますけれども、おっしゃるとおり、なかなかすぐには全ての業務とはいかないと考えております。全庁的に、関係課とも調整しながら、優先度の高いところ、例えば処理する件数が多いようなところから順次始めていって、令和4年度中に全ての業務が AI へというところには、現実的には難しいと考えております。以上です。

○委員

先ほどの質問の中で、NTTのほうにはデータが残らないという話をされていたと思うのですが、補足資料の中の4ページのイメージ図を見ると、画像ファイルをアップロードして、そして向こうで画像をテキストに自動変換した、そしてCSVファイルでこちらへ戻ってくる。そんなイメージかなと思うのですが、そうすると、アップロードしたそのファイルというのは、向こうのNTTのサーバーに残るのではないかなと理解しているのですが、そうではないのですか。

○藤本課長

こちらから事前に確認した中では、そちらのデータは残らないと事業所から確認しているところがございます。一定程度残るかもしれないですが、少なくともずっとではない。

○委員

向こうで破棄をするという形になるのですね。その確認などは、何かの形で、当然委託先なので、しなければいけないだろうと思います。お願いします。

○会長

最後私から確認です。申請書が例えばさっきの、これはこういうように書き換えれば読めるかなとか、あるいは足りない部分を何か足してしまうとか、要するに申請書自体に、担当の職員が何か手を加えるということはあるのかなのか、それだけ確認したいと思います。紙でいただいたものに、職員が何かを。要するに申請書を改ざんという言い方がどうかかわからないのですが、そういったことがあるのかなのか。

○藤本課長

申請の種類によって、職員がメモ書きするということがあるかもしれないのですが、基本的にはこちらのシステムというのは、いただいた内容をそのまま入れるという形になるので、例えば職員が書いてしまうとそれを読んでしまいます。ですので、そもそもそういった、これを導入するにあたっては、そういうことをしてしまうとそれは読み込まれてしまうので、そういうことが起きるということを、事前に職員に必ず言って、そういう申請書の流れの中で、そういうことを絶対しないということを、もう一回周知徹底する必要があるかなと思います。

○会長

申請書には絶対手を加えないということで、徹底をできるということですね。

○葛上係長

制度によるのですが、制度によっては、申請書が来ましたと、その申請書の住民票システムを確認して、職員が補正できる範囲があれば補正しても良いですよと制度上認められているものはありますので、それは補正は当然してしまう。それが、マンション名が書き忘れていたからまた出してくださいと、そういうことはさせないように、認められているものは補正をするかと思うのですが、根幹のものはいじることはありません。

○会長

本人が修正したい場合には、今までも、修正したものは訂正印とかそんな取扱いをしていたと思うのですが、あくまでも本人が訂正する分には構わないけれども、職員は本来できないものはやらない

ということで、よろしいですか。

○藤本課長

はい。

○会長

ほかに、ございますか。よろしいですか。それでは、審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問1「AI-OCR システム利用事務におけるオンライン結合について」は、提案のとおり承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。それでは、本件については、提案のとおり承認とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○藤本課長

ありがとうございました。

諮問2「商店街アート事業の委託について」

○会長

次に諮問2「商店街アート事業の委託について」審議を行います。担当課の入場をお願いします。どうぞお座りください。それでは、担当課の説明をお願いします。

○佐伯課長

皆様こんにちは。産業振興課長の佐伯でございます。よろしくお願ひいたします。それでは、諮問2「商店街アート事業の委託について」ということで、諮問資料の9ページをお開きいただきたいと思ひます。事務の名称につきましては、商店街アート事業の企画について。事務の目的につきましては、商店街アート事業を実施することで、商店街の活性化を促すこととございます。続きまして資料の13ページをお開きいただきたいと思ひます。今回、こちらの対象者の範囲につきましては、商店街の関係者、事業（イベント、ワークショップ）への参加者とございます。こちらの商店街の関係者につきましては、東大和市の南街地域で商店街をやっております、富士見通り商栄会とございます。事業のイベント、ワークショップへの参加者とございますが、こちらは主に武蔵野美術大学の学生を参加者として予定してございます。3番目の個人情報取扱事務届出事項の内容につきましては、個人情報の記録項目が商店街関係者、事業（イベント、ワークショップ）への参加者の氏名、住所、生年月日・年齢、電話番号・メールアドレスであります。委託先についてでございますが、商店街との連携及び本事業の円滑な事業の実施ができる事業者とございます。委託期間につきましては、令和4年7月20日から令和5年3月31日までと考えております。委託内容につきましては、富士見通り商栄会が実施いたします商店街活性化を目的とした商店街アート事業において、イベント、ワークショップ等に関する業務委託をするものであります。この商店街活性化をもとにした商店街アート事業につきましては、具体的に、市内に商店街が、今参加していただいている商栄会に加盟する16店舗と、1

つのポケットパークに対して、その建物の外壁や内装へ絵を描くというものと、店舗内に学生が制作したオブジェなどを展示、または設置するものがございます。なお、モチーフにつきましては、猫をテーマとしております。この猫につきましては、地域が南街という地区でありまして、なんがい、にゃんがい、猫、ということで、猫をテーマとして取り扱っております。5番目に、オンラインの結合又はオンラインの結合による外部提供の内容につきましては、本件においては対象外でございます。目的外利用・目的外提供の内容につきましては、本件においては対象外でございます。その他につきましては、特にございませぬ。以上ご説明申し上げました内容に関し、本事務を委託することについて、ご意見を伺うものでございます。よろしくお願ひいたします。

○会長

ありがとうございます。担当課の説明が終了しました。何かご質問等がございましたらお願ひします。

○委員

こちら、武蔵野美術大学の方が主ということだったのですけれども、例えばこの事業に、市の中学生とか、市内の高校生が参加するということはあるのですか。

○佐伯課長

ただ今、ご質問がございました参加者の対象でございますが、原則市内の中学生や小学生は対象としてございませぬ。近隣にある美術大学ということで、武蔵野美術大学にお声がけをさせていただいたところ、学生さんのほうで取扱っていただける方向性が出たので、今回は、武蔵野美術大学の生徒さんにお願ひするというところであります。以上です。

○委員

ありがとうございます。

○会長

ほかにありますでしょうか。よろしいでしょうか。特にございませぬので、審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問2「商店街アート事業の委託について」は、提案のとおり承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。それでは本件については、提案のとおり承認とさせていただきます。ありがとうございます。

○佐伯課長

どうもありがとうございます。

諮問3「東大和市都市マスタープランに関する事務の委託について」

○会長

それでは次、諮問3「東大和市都市マスタープランに関する事務の委託について」を審議いたしま

す。

○梅山課長

こんにちは。まちづくり部まちづくり推進担当課長の梅山と申します。どうぞよろしくお願いたします。

○会長

よろしくお願いたします。どうぞお座りください。事務局。

○松本主任

始まる前に、訂正が1点ございます。19ページをご覧ください。諮問3「東大和市都市マスタープランに関する事務の委託について」なのですが、真ん中の諮問の理由の1行目。「都市マスタープラン改定に伴い市民意識調査を実施するため、抽宛名シール」となっておりますが、「抽」は私のミスで入ってしまったものですので、「実施するため、宛名シール」とお読みいただきたいと思います。申し訳ございませんでした。

○会長

それでは、担当課の説明を求めます。よろしくお願いたします。

○梅山課長

私からは、諮問3「東大和市都市マスタープランに関する事務の委託について」ご説明申し上げます。今お開きいただいております諮問資料の19ページをご覧ください。都市づくり課では、都市マスタープランという都市づくりに関する行政計画の改定にあたりまして、市民意識調査、アンケート調査の実施を予定してございます。市民意識調査は、住民基本台帳から無作為で抽出した市民の方々を対象に、郵送で行う予定でありまして、この際、宛名シールの貼り付けと、調査票の発送を業務委託するため、条例第7条第4項に基づき事務の変更についてご報告申し上げるとともに、条例第10条第2項に基づき、事務の委託についてご意見を伺うものでございます。

諮問資料の21ページをお開きください。こちら、届出事項の変更点を中心にご説明いたします。項目の4番、変更年月日につきましては、令和4年7月20日としてございます。項目の5番、事務の名称につきましては、東大和市都市マスタープランに関する事務としてございます。項目6番、事務の目的につきましては、東大和市都市マスタープランの策定及び改定を行い、都市づくりに関する基本的な計画を作成するとしてございます。項目の10番でございます。中ほどでございます。記録形態、線で囲んでおります、電磁的記録媒体、パソコンを追加してございます。項目の13番、下のほうでございますが、委託・再委託の有無は、線で囲んでおります部分の委託を、有に変更してございます。

諮問資料の23ページをお開きください。項目6の委託の内容・理由のところをご覧ください。内容につきましては、東大和市都市マスタープランの改定に伴い、市民意識調査を実施するため、住民基本台帳により18歳以上の2,000件を対象に無作為で抽出し、それを基に作成した宛名シールの貼付及び調査票の発送を業者に委託するというものでございます。理由につきましては、東大和市都市マスタープラン改定業務の中で発送業務を委託することにより、市職員を本来業務に集中させることができるため。としてございます。

ここで1点、訂正をさせていただきたく存じます。項目の8番をご覧ください。委託に係る個人情報の項目・範囲の欄でございます。(1)の氏名と(2)の住所につきましては、市で作成した宛名シールを委託業者に渡しますことから、ここに該当いたします。ただ、(3)の性別および(4)の生年月日につきましては、委託業者に渡さずとも事務が可能でありますことから、本来ここへの記載は不要でございました。(3)の性別、(4)の生年月日につきましては、都市づくり課としては事務で取扱いますが、委託の範囲には含めないことから、削除とさせていただきたいと存じます。お詫びして訂正させていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

続きまして、その下の項目9番、個人情報保護措置の概要の欄をご覧ください。今回の業務委託にあたっては、「個人情報の取扱いに関する特記仕様書」に基づき、個人情報の適正な管理・取扱い等の措置を受託者に遵守させることとしております。特記仕様書につきましては、このあとの25ページから27ページに添付させていただいております。

続きまして、補足資料の11ページをお開きください。(4)の委託先、委託期日及び委託内容の欄をご覧ください。委託先につきましては、本事業を実施するための要件を備えた事業者を予定しております。委託の期日につきましては、令和4年7月以降を予定してございます。同じく12ページをお開きいただきたいと思います。(5)のオンライン結合等につきましては、本件におきましては対象外でございます。(6)目的外利用等につきましては本件において対象外でございます。(7)として、その他は特にはございません。以上、ご説明申し上げました内容に関し、本事務を委託することについてご意見を伺うものでございます。説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○会長

ありがとうございました。説明が終了しました。何かございましたら。

○委員

発送業務の委託ということになるのでしょうか、返って来たものは、市に直接返ってきて、委託の関係では対象外ということですか。つまり調査票の回収をして、2,000件にわたり整理しなければいけないでしょう。それについてはまた別途になるのですか。というのが1点と、もう1つは、この委託の期間が、かなり長い期間を取っているのは何か理由があるのですか。お聞きしたいと思います。

○梅山課長

1点目のご質問につきましては、調査票の回収、返送先は委託業者を予定しております。ただ、アンケートの内容を回収する時には、ご回答いただく時には無記名でいただくこととしてございますので、それを機械的に統計調査で分析をして、作業していくという内容でございます。2点目の期間につきましては、今回の都市マスタープランの改定の業務委託の期間を令和4年度から令和6年度の3か年で予定してございます。それと、今回の審議会の諮問の期間を合わせたものでございます。以上でございます。

○委員

それで、統計調査は委託先にやらせようということですか。それを記載をしていないのは構わないのですか。よくわからないのですけれども、発送業務だけをお願いするのかなと、これでは委託の契

約には見えるので。

○梅山課長

ご返送いただく時には、無記名でご返送いただきます。そうしますと、不特定の情報で、それが戻ってきたものは個人情報に入ってまいりませんので、それを機械的に分析をして集計するといった内容の認識でございます。

○委員

するとここに個人情報の関係では、特に届出は要らないだろうと。

○梅山課長

そう考えております。

○委員

先ほどの委託の期間は、通常無作為で抽出して戻ってきて、分析をして、それが令和6年度までかかるから、という認識ですか。つまり、半年なら半年くらいで、この分析云々については、通常だったら終了しますよ。逆に言うと、令和4年度の末くらいで、本来は考えられるのですけれども、それ以上先に延びていくのが、ちょっとよくわからなかったのですけれども。それがまず1点。それから、今回これについては、再委託はないというように認識をして良いでしょうか。それから、分析をするという部分で言えば、通常だとコンサルを、マスタープラン等々は委託をするとは思いますが、それとの兼ね合いというのは、どう考えていらっしゃるのか、確認でお願いしたいと思います。

○梅山課長

1点目のご質問の令和7年度までというところなのですが、実際にアンケートを発送して回収させていただいて、それを統計的に調査するという自体は、令和7年3月31日までかかるものではないと思っております。ただ、検討の中で、クロス集計をしたり、集計をし直すとか、追加で集計をするということがあろうかと思っておりますので、それで令和7年までとっています。2点目の再委託については、特記仕様書にも載せてございますが、再委託を無断であることを禁じてございます。その条件等と言って、発注者の許諾なくしては再委託しないとなっております。3点目のコンサルの分析調査の話というご質問でしたね。

○委員

クロス集計とかそういう部分で言うと、その分析をコンサルが関わるということ。その関係なのですけれども、要するにクロス集計、つまり、コンサルがこんな集計をしたら良いのではないかとかということで、それが例えば今、委託業者に拠出しているという、そういう関係が出てくるから、それを含めた委託ということか。コンサルはコンサルで別にお問い合わせするわけですね。そのコンサルを見て、単純集計ということは通常だとあり得ないので、様々な階層についてこういった回答をしている人が別の項目ではどう答えているとか、そういう、コンサルとの関係の中で、例えば集計結果を更にお問い合わせということは、考えられるのでしょうか。

○梅山課長

クロス集計、すごく様々で、年齢、性別、住所とか所在地とか居住地、いろいろな職業とかもあるかと思いますが、いろいろな切り口があると思っておりますので、どういようにクロスでかけていくと、特

有な情報が見られるのか、あるいは見られないということもあるかと思います。そこはコンサルとやり取りをしながら、例えば一度挙げたものに対して、今度はBという切り口でクロスにかけて集計してみてくださいというようなやり取りは、想定してございます。

○委員

それを含んだ委託料として、仕様書にはそういう形を含んでいるということを明記している。今後する。

○梅山課長

今後します。

○委員

すみません、確認でした。ありがとうございました。

○委員

18歳以上の2,000件を対象に無作為で、となっているのですけれども、2点質問なのですが、大体どれくらい戻ってくるのか。調査にご協力してくださるのかということと、地域ごとによって偏りがないように、無作為に。例えば南街地域ではなく湖畔のほうばかりたくさんアンケート調査が行くようなとか、そういうのは何か考えていらっしゃるのですか。

○梅山課長

1点目につきましては、前回都市マスタープランを平成27年3月に改定した時に、やはり同じく2,000通としてございまして、その時の、平成25年にやった時の市民意識調査では、回収率が42.2%でございました。2,000件の発送に対して844件。こちらの回収率42.2%というのは、標本数に対する誤差というのが、プラスマイナス3.4%でございまして、一般的には5%以下であると正確性が保てるかなと思ってございまして、それにより2,000通として、同じ程度をいただきたいなと考えてございます。2点目のご質問につきましては、8万5千人の市民の方々の属性と言ったらなんでしょうか、母集団と、2,000件抽出したものがあまりにも違うと、例えばある地域だけ特定に2,000件の中に抽出されるということがあるかと思いますが、地域とか年齢とか性別というところと、母集団の割合と、2,000件抽出した割合と、単純に比較して、あまりにも偏りがあるようでしたら、再抽出を考えたいと思ってございます。以上です。

○委員

ありがとうございます。

○会長

すみません、都市マスタープランは10年でしたっけ。

○梅山課長

計画期間は10年です。

○会長

よろしいでしょうか。では、ほかに特にないようですので、審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問3「東大和市都市マスタープランに関する事務の委託について」は、提案のとおり承認したいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。それでは、本件については、提案のとおり承認させていただきます。どうもありがとうございました。

○梅山課長

どうもありがとうございました。

諮問4「東大和市個人情報保護法施行条例（案）の骨子について」

○会長

では次に移ります。諮問4「東大和市個人情報保護法施行条例（案）の骨子について」審議を行います。担当課の説明を求めます。

○阿部課長

文書課の阿部です。よろしくお願いたします。着座にて失礼いたします。お手元の資料に基づきまして、ご説明したいと思います。諮問書の29ページ、また補足資料の13ページをお開きください。まず、制度の運営に関する重要事項を諮問するという内容でございます。諮問の理由につきましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴いまして、東大和市の個人情報保護条例を廃止しまして、令和5年4月から法により委任された事項を定める東大和市個人情報保護法施行条例（案）を施行する必要性が生じたためでございます。このため、本日、骨子の案につきまして、ご説明し、ご審議を賜りたいという内容でございます。

諮問書の31ページをお開きください。諮問の内容は、1、要配慮個人情報についてから、9、その他の報告事項についてまで、掲げてあるとおりでございます。のちほど、個別にご説明をしたいと存じます。補足資料の13ページをご覧ください。（2）にございます基本的な考え方につきましては、法の規律を受け、当市の個人情報保護の水準が保たれるよう、市独自の保護措置を加え、条例（案）を制定したいと考えている内容でございます。（3）条例（案）の骨子はのちほどご説明いたします。（4）今後の予定でございますが、本日の諮問ののちに、8月に答申をいただき、③9月に市議会全員協議会でご説明を申しあげ、10月にパブリックコメント、そして11月の市議会定例会に条例提案、そして⑥でございますが、令和5年4月に条例の施行と考えております。

15ページをお開きください。このA3のタイトルにございますように、条例（案）の骨子についてまとめたものでございます。網が掛かっております1でございます。東大和市個人情報保護法施行条例（案）の制定の背景について説明をしております。社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータの流通を図るため、令和3年5月、個人情報保護に関する法律が改正されております。図の個人情報見直しの全体像をご覧ください。左側が現在の姿でございます。対象ごとに、法令やその所管が異なっておりますが、改正後は右の囲みでございますとおり、対象問わず、法が直接適用され、法の所管は個人情報保護委員会となります。2の基本的な考えは、先ほどご説明したとおりでございます。3の骨子でございます。（1）の趣旨は、条例は法の施行に関し必要な事項を定めます。（2）定

義は、条例で使用する用語は、法で使用する例によります。①実施機関は、法が国会を対象外としたことから、議会の自立権を尊重し、対象から除くものでございます。②死者に関する情報は、法では、個人情報には含まれないとされました。市によっては、含まれるという運用をしているところもありますが、当市におきましては、従前から法と同じ取扱いでございます。③容易照合性と申しますのは、法では個人情報の定義の中で、ほかの情報との照合に関して、容易にできるという条件が加わりました。実態としましては、市の条例の運用で、法との表現の違いはありますが、運用上は内容が同じでございますので、同じ取扱いとなります。

ここで諮問書の42ページをお開きいただきたいと思います。9、その他の報告事項についてとなっております。ここで規定されているものでございまして、裁量の余地がないというところでございます。なお、諮問書につきましては、ここに掲げてありますように、先ほどのA3の補足資料で説明した内容に対して、詳細な説明を加えたり、また論点を整理しております。両方使う場面がございますので、よろしくお願ひします。

それではもう一度A3の資料にお戻りください。④要配慮個人情報は、市では、法と同等の定義をしているため、取扱いに変更はございません。諮問書の33ページをご覧ください。下から3行目に、市では、そのようなことから新たに条例で要配慮個人情報を規定する必要はないと考えております。

次にA3の右側、(3)個人情報ファイル簿の作成及び公表は、1,000人以上の個人情報ファイルを対象に、法で義務付けられましたので、法に則って市でも執行していきたいと考えております。諮問書の34ページをお開きください。また、で始まる段落にございますが、条例に定める事項ではございませんけれども、実務を進める上では、100人以上1,000人未満の場合にも、一覧表の作成あるいは公表することも考えられますので、ご意見をいただきたいと存じます。

次にA3の(4)本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置は、独自の保護措置でございます。市では、これまで任意代理人による請求を認めていませんでしたが、法で認めることとなります。なりすまし等の被害を防止するために、法で、特に必要と認める場合には、市の条例で、本人の意思を確認することができる旨の規定を設けたいと考えております。この中身につきましては、諮問書の35ページをお開きください。下から3行目。本人に確認書を送付し、返信をもって本人の意思を確認するなどの慎重な手続きを行いたいと考えております。

次にA3の(5)不開示情報は、独自の保護措置であります。市の情報公開条例との整合を図りますために、法が規定しているもののほか、不開示の情報を2点追加したいと存じます。具体的には、諮問書の36、37ページをお開きください。この表の見方ですが、左側が法、そして市の情報公開条例(概要)が右側でございます。網掛けをしております(1)と(7)につきまして、法にはございませんが、市の個人情報保護と情報公開の整合を保つために、(1)と(7)を加えたいと考えております。

次にA3の(6)保有個人情報開示請求の開示決定等の期限及び期間延長は、独自の保護措置であります。法では、開示請求から決定までの期限を30日間、期間延長を最大30日間としております。市では、現行の条例のとおり、開示請求から決定までの期限は14日間、期間延長は請求の日から最大45日間としたいと考えております。諮問書の38ページをお開きください。こちらに、今申し上げ

げたものが図で書いてございます。なお、文章の下から4行目でございますが、当市におきまして、現在の状況としましては、例えば期限間際の決定となったり、期間延長になる事例もあることから、法のとりの運用とする案も考えられます。他市の動向がまだ見通せない中ではございますが、こちらにつきまして、ご意見を賜ればと思います。なかなか、今の14日間を30日に延ばすということが、市民の方のご賛同が得られるのかなという部分のものでもございますし、法律に合わせるならば今がチャンスと、今しかないかなと、悩ましいところでございます。

次にA3の(7)手数料等でございます。独自の保護措置であります。法では、開示請求に手数料を徴収することができるかとされております。市では、これまでのとおり無料とし、写しの作成や送付、郵送等に要する費用は実費を負担いただきたいと思いますと考えております。また、生活保護の受給者の方の場合は、免除できる規定を設けます。諮問書の39ページをお開きください。参考までに、費用等を表でお示ししております。

次に、A3の(8)東大和市個人情報保護審議会への諮問でございます。市では、個人情報の適正な取扱いについて、今後も必要に応じて諮問をしてみたいと考えております。ただし、これまでの、本日の審議にもありましたが、委託、あるいは目的外利用・提供、オンライン結合等について、典型的に定めをして、事前に諮問することは認められないという運用の解釈が示されていますので、それらはできなくなります。諮問書の40ページをお開きください。今考えているのは下から5行目、高度な専門性、市民感覚を踏まえて、そういう視点を確保するために、東大和市においては、個人情報保護制度の重要事項の諮問、あるいは法施行条例の運用をしていく中での状況などにつきまして、検証をいただくために、ご報告などをしていきたいと考えております。

最後でございますが、A3の(8)の※でございます。行政機関等匿名加工情報制度でございます。これは法で規定された、新たな制度でございます。これは、特定の個人を識別できないように加工した個人情報を、民間企業等に提供することができるという内容でございます。法で経過措置が定められてありまして、当分の間、都道府県・政令指定都市以外の当市などにつきましては、導入が任意であるとされています。市では、十分な検討の時間を要すると判断しておりまして、条例を施行する令和5年4月の時点での導入は見送りたいと考えております。なお、諮問書の41ページをお開きください。こちらに、下から2行目でございますが、先行して導入がされております行政機関、あるいは独立行政法人の状況をここに記してございますが、活用があまり進んでいない状況にあるというのが現状のようでございます。近隣においても、導入するという自治体は見受けられませんので、十分検討、研究が必要なのかなと考えております。説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会長

ありがとうございました。かなりボリュームがある内容かなと思います。市から諮問という形で出てきたのですが、私のほうから。もともと、こういった条例の改正というものに関して、審議会として意見が言えるのかどうなのか。要するに諮問案件なのかどうなのかという、そこが引っかかったので教えていただきたいのですが。本来ですと、今までは、条例が先にできて、では審議会を作りましょう、審議委員さんを集めましょうと、条例が先にできるわけですね。それで、条例に従って審議会を行っていくわけです。この条例の作りに対して、審議会から意見が言えるものなのかどうなのか、

そのへんの考え方というのでしょうか、そこをありましたら、お願いしたいと思います。

○阿部課長

着座のままで失礼します。今まで、そういう事例がというと、私の経験上はなかったかなと思います。今回、この制度の大きな改正に伴いまして、改めて市の個人情報保護条例を確認したわけですが、その中の規定では43条、先ほど諮問書の31ページに記載してありますが、43条第2項第1号が今回諮問させていただく根拠となっております。個人情報保護制度の運営の重要事項に関して、諮問に応じて調査、審議をしていただいて、答申をいただくという形でございます。その条項を根拠に、今回、市の個人情報保護制度の大きな改正に関わるので、形としては、条例の制定という形に最終的に帰結しますけれども、制度の考え方につきまして、ご審議を賜りたいという考えでございます。以上です。

○会長

そうすると、例えば今後、条例の改正とかある場合、それはまた審議会に諮るという可能性もあるという解釈でよろしいでしょうか。あるいは、もう1つなのですが、積極的に条例を改正してほしいという意見みたいなものは、審議会からあげることは可能なのでしょうか。

○阿部課長

今後の条例改正に関しての審議会との関りでございますが、あくまでも条例改正の中身にもよると思うのです。今回、廃止をして新たな条例を制定するというところでございますので、大きな制度改正と位置づけ、判断して、諮問をさせていただいております。この内容によって、例えば法が3年ごとに運用を踏まえて見直しをするというのも示されておりますので、それに伴っては条例の改正、大きい中身になるようでありましたら、審議会に諮問するというのもあろうかと思っております。また、審議会のほうから自ら意見を述べることに关しましては、43条の3項に根拠が見出せるかと思うのですけれども読み上げますと、「審議会は前項第1号に規定する事項について、実施機関に対して自ら意見を述べるができる。」この何に関してという部分を申しあげますと、先ほどの個人情報保護制度の運営に関する重要事項に関しては、自ら意見を述べるができるという規定もございますので、会長がおっしゃられたように、対象の個人情報保護制度の運営からの視点で意見を賜るという場面の想定もされるのかなと考えております。以上です。

○会長

それでは、進め方なのですが、今回資料の33ページから、市のほうから提案されている9項目がございます。これに従ってという形で進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

○阿部課長

はい。

○会長

それ以外に何かございましたら。進め方はこれでよろしいでしょうか。

○委員

今後の予定の中に、諮問が7月にあつて、答申が8月というように書いてある。そうすると、来月に答申の予定ということになるのですか。そうすると、今日はこれで、結論をある程度出して、ご意

見を申し上げるということですか。

○阿部課長

そちらにつきましては、今回審議案件も多くございましたので、諮問をして、本日答申につながるところまでの決定をいただきたいと考えております。市の、9項目ありますが、9番目は報告という形なので、実質（1）から（8）までの個別の諮問内容につきまして、市の考えをご説明しておりますので、それに対して意見をいただいて、一定の方向性を結論付けていただきたい。そして、8月と申し上げましたのは、会長に、このあと通常答申していただく際に、委員の皆様からの総意と言いますか、そういうことをもって会長に一任しているのが、今までのやり方でございます。今回、答申案までまとめるのは、なかなか時間的にも物理的にも、また委員の皆様の意見を十分書き尽くすことは物理的に困難だと考えておりますので、本日の諮問で、答申の手前まで、例えば市の考えでよろしいとか、この部分はこういう付帯意見を付けたいとか、そういうところを出していただき、そのあとは会長にご一任いただければ、事務局と文書を練りまして、それをもって答申を8月にしたいという考えを持っております。以上です。

○委員

来月だから同じようなことをする訳ではないということですね。

○阿部課長

さようでございます。

○会長

それでは、（1）から始めたいと思います。要配慮個人情報についてということでございます。市の考えとしては、下から3行目、同等の定義だということ、影響が少ないと。この中に含まれている考え方としては、下から7行目、現在の条例の中に含まれているという解釈をすることでどうだろうという考え方でありまして。ご意見があれば、もう指名いたしませんので、今後の進め方、自由に発言していただくやり方にしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員

1番目の要配慮個人情報についてでありますけれども、ご説明いただいた内容で、すでにある現在の条例での、ここの記載があるような本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴などというところの内容で、今回の法が求めているLGBT、生活保護、DV、虐待、これらが、現在の条例の条文の中で、この趣旨が網羅されているので、新たに改正する必要がないということのご説明で良いのか、もう一度確認をしたい。

○阿部課長

こちらは、例えばLGBTとか記載してございますが、これは個人情報保護委員会が自治体からの問い合わせなどに対しての回答の中で出てきた言葉でして、例えばこういうものがある。独自で定めることも、ほかにも縛りはないわけですが、こちらに記載してありますように、この定義の中に、今のLGBTだとか生活保護など包含されていて、十分足りていると考えております。

○委員

今、私がざっと文章を見た時に、ここで例えばLGBT云々と例示がされていたので、法がそこまで

求めているというように受け止めたのですけれども、今のご説明でそうではないということでありますので、現行の条例のままでよろしいのかなと思います。以上です。

○委員

私が気になるのは、ここまで全部全て、施行条例が法的に認めるところは、上乘せの小出し部分を、おそらくかなり制限されている。ただし、ここについては、市は定めることができる規定で、それを踏まえてだと思うのですね。気になるのは、特に DV。これが要配慮個人情報の中で、漏洩された場合について、命に関わる部分なので、そこが非常に微妙であるので、条例までどうかと悩んだのですが、その部分を注視すること、この施行条例の以外に何か、加味するような手立てを、ぜひとも。こういった部分の例示もありますので、喚起する部分が市の姿勢としてあっても良いのかなと。ただ、先の発言のとおり、新たに条例で規定する必要はないと思います。ただ、痛し痒しという部分があるので、その微妙なところを、ご理解ください。以上です。

○阿部課長

ありがとうございます。33ページの第3段落の但し書きの部分なのですが、条例で追加ができますということなのですが、ここに書いてありますように、収集の制限の規定を設けるとか、そういうのは認めないので、特に注意をしましょうという意識の啓発、強調の効果はありましても、実務上を与える影響というのは少ないと思います。その中で、今お話を伺いました DV 等は命に関わるものがございますので、注意喚起は特に必要だと思いますし、やり方としましては、運用の中でこの改正に伴いまして適宜職員に中身を周知していきますので、その中では例えば、ここに書いてある DV とか、生活保護の受給等の例示として書き加えることはできるかなと、それによって、注意喚起を図っていきたいと考えています。

○委員

やはり、現行の住基システムと、福祉総合システムの連携の部分では、アラームが出ない、ということになるので、それを改正される。それが課題になっていて、DV の関係は住民基本台帳システムにはアラームが出るのですけれども、福祉総合で見るとそれが出ないということがあるので、ぜひとも配慮してください。運用で、喚起してもらいたい。以上です。

○委員

法律的な話、世の中の事件の話ですけれども、例えば DV の亭主が逃げた奥さんを探している、それから DV から避難させた子どもを探していると。親権があるとか、自分の女房だという話の中で、市役所に来て、どこへ行ったのだという話をする時に、市は、抵抗はしていると。これは秘匿しますと。ただ、その秘匿する根拠というのが一体どこにあるのかというのがなかなか難しい話で、結構苦労されているという話は聞くのですけれども、そういうものを、ひとつ根拠づけてやるというのを条例に入れておくというのは、1つのアイデアではないかとは思っています。実際問題は、市の窓口で、そこは開示できません、本人が拒否しているという話の中でのいるけれども、親子の関係が一番難しいですね。親権を言われると、親権によって子どもの居場所、という話になってくると、今度は児相が入ってくる。そのところがとても難しいところで、そういう法律的なものとして何かあると、行政としてはやりやすいのではないかと。実務としては、なんとか守ろうとされているようなのですけれども

も、1つ入れておくとか楽というのはあるだろうなど、私の感覚。法律を使っておくという感覚はあります。だから、ここの中に実務に与える影響は少ないと、実際そうやれるというのはわかるのですけれども、そのところに法的根拠を付けてやるというのは、1つの考え方ではあるだろうと思うこともあります。

○会長

はい、何かございますか。

○阿部課長

DVについても、システムの中で、先ほどの旗、フラッグを立てて注意喚起をして、絶対出してはいけない案件だとか、取扱注意というものがすぐわかるようになっておりますし、またそこは研修も、研鑽を積んでいきます。ただ今、法的な根拠と言いますか、今回の法には直接根拠は見出せないかなと思います。これまでも、例えばコロナの関係での給付金取扱いについても、DVの関係で避難されている方の取扱いなどについて、行政ではいろいろな分野で注意した事項を取扱っておりますので、今は1つの公的な視点からの考え方として、聞かせていただければと思います。

○会長

具体的に書いてあるほうがわかりやすいと言えば、わかりやすいのですね。ただ、やはり条例の作りとして運用の部分で、ここに書いてある今までの条例が法と同等の定義と書いてあって、実務に与える影響が少ないと書いてあるのですけれども、これは同じだよ、影響はないよ、という書き方に上げられないのかなと思うのですね。それはだから、運用でカバーするということなのですから、全く同じことを言っていますが、同じだよと言うようにしたら。同等という、取り方によっては。影響が少ないというのでは、少ないけれども影響があるのかとか。ここはもう、はっきり、説明の時にはそういう言い方をさせていただいて、この条例ではここまで規定します、あとほかのものは運用の中でやっていくと。そういうところをはっきり言っていただければ、それはそれで良いのではないかなと私は思うのですけれども。言葉の違いだけということですが。

○委員

法律にもあるし、条例でも書こうとしていて、その他本人に対する云々と、配慮は特に配慮する、その中に入るのだよという解釈をしていますという話を、きちんとどこかで書いてもらえると、それはそれでまた今度、将来的には引用しやすいというのがあるかもしれませんね。

○会長

ほか、ございますか。よろしいでしょうか。それでは、1番、「要配慮個人情報について」は、今、議論がありましたけれども、概ね、市の考え方でよろしいということで終了させていただきます。

次、2番目、「個人情報ファイル簿の作成及び公表について」でございます。これも、丁寧な取扱いのほうが良いのかなというところですよ。このへんのところ、ご意見がございましたらお願いしたいと思います。

○委員

ちょっと確認ということで良いですか。最後の、100件以上1,000件未満の個人ファイルは、規定ではもちろん条例施行規定に準じてくださいと、個人的には思うのですけれども、実際問題は、

8万5千人の市であるので、選挙をやるとかなり大規模ですから、大きな件数ですよ。それで1000件以上1,000件未満、それについても一覧表の作成、公表も必要と私は考えます。ただ、どういう規定で、条例に規定する事項ではないので、どういう形で、今で言えば施行規則だとか、管理規定だとか、指針であるとか、いろいろな方法があるかと思うので、これは、今は管理規定くらいを考えられていらっしゃるのでしょうか。

○阿部課長

現在の、ファイル簿に似たものの取扱いとしては、A3の(3)にありますように、事務単位で作成した個人情報取扱事務届出書というものを冊子にしてまとめて、情報公開のコーナーに閲覧はできるようにしております。これは今おっしゃった条例や、その下にございます規定、それらに基づいて届出事項が整理されております。今後は、ここで一般に公表して、閲覧ができるようにということでございますので、今までのやり方はやめまして、ホームページでアクセスができて、ファイルが見られるという形に切り替えていきたいと考えております。その際に必要な規定などは、整理が必要だと考えております。

○委員

管理規定程度ですね。わかりました。ぜひとも、1,000件未満についても、対応していただきたいなど、個人的には思います。以上です。

○委員

こちらでご提案されているとおり、1000件以上1,000件未満の個人情報ファイルについても、条例に規定はしないけれども、実務上作成、公表を市としては考えていきたいという趣旨になったように受け止めておりますので、そういう意味では当然のことながら、そのほうが私も望ましいと思います。

○会長

ありがとうございます。よろしいですか。ほかにないようでございます。これは最初に私も言いましたけれども、丁寧な取扱いをという意味では、そのほうが良いのかなと私も思いますので、これは市の考え方として、それを支持するという考え方でまとめたいと思います。

それでは次、3番目に移らせていただきます。「本人の委任による代理人からの開示請求等に係る措置について」であります。これも非常に難しいですけれども、委任代理人であるということの確認というのは、基本的にはどんな形で確認をする、本人の意思確認という言い方をされていますけれども、本人に、この人に委任していますかということを探ねる、何らかの形で本人の確認を取ることですよ。本来だったら、委任状などのものがありますが、この業務以外ではどんな形で処理していて、この業務だとまた特別なやり方をするのかということになるのかなと思います。そのへんの考え方を、お願いします。

○阿部課長

諮問書の35ページにございますように、今、会長からもありました、任意代理人からの請求は、これまで市では認めていなかったのですけれども、ここで認められるようになりましたので、それに則った運用をしております。ただ、市で今まで認めてこなかったのは、なりすましなどという被害

がないようにという観点で、他市でも同じような規定を設けているところがございました。今後は、任意代理人の方から請求があった場合につきましては、ご本人からの委任状というものを求めます。そちらはありますが、いろいろと状況によっては、やはり本人にも意思を確認する必要があるということが必要とされた場合には、その場ですぐ請求に応じるのではなくて、本人の意思を、任意代理人の方から、いつ請求がございましたが、お間違いはございませんかというような内容になるかと思いますが、ワンクッション置いて、慎重に取扱いたいということとございます。何が必要な書類になるかとか、そういうことについては、これから整理をしていきたいと思っております。

○会長

その部分は、具体的に条例に書くわけではなくて、先ほどのような運用の管理規定みたいなものがある、具体的にどういふようになっていくのかというものを規定していくようになると思うのですけれども、条例の中では、これはもう今後は認めていくという書き方になるということとよろしいですか。

○阿部課長

今、会長がおっしゃられた形だと考えております。

○委員

よろしいですか。私もそれは基本的に大賛成です。住民票の移動についても、任意代理人ができるのですから、それについては一応本人確認、もちろん代理人の本人確認と、委任状と、そしてそれを受けて、一度いわゆる本人に郵送して、こういう手続きをしましたということで、なりすましによる転出、つまり元妻とかという部分で争っていて、そういうケースもあるので、非常に慎重に対応することは、行政に求められるひとつの昨今の状況だと思うのです。これはやはり丁寧にしていくことは、非常に大変ではありますが、ケースはそんなに多くないのではないかとと思われることから、これは丁寧にぜひともやっていただいて。ただし規定がないと、それを、何でできないのだということがあるので、そこはきちんと整理をしてほしいと思うところです。以上です。

○会長

ほかにございませんか。よろしいですか。では、3番については以上で終了とさせていただきます。

4番、「不開示情報について」でございます。これも特に。条例の作りとして、法から委任を受けてのものとか、補完するもの、そういったもの以外、この規定を超える条例というのは無効になるのか、わかりませんが、そういう取扱いになっているのですが、これは、この内容としてどう考えているのかというところは、聞きたいなと思っております。そこまでにはならないかなと。

○阿部課長

こちらは、A3の(5)番に該当しますが、法の78条第2項という規定の中に、条例の定めるところにより整理をしても良いですよという規定がございます。それを根拠に、法の中では整合性が取れていますが、市が直接適用されますと、こぼれてしまうものがございましたので、市の中では、個人情報保護の関係と、情報公開の関係の整合性を保ちたいので、(1)から(7)まで拾いたいという内容でございます。

○会長

いかがでしょうか。

○委員

極めて妥当だと。整合性を図ることも必要ですし、一方で非公開情報と非開示のものが制限してしまっただのかなというのがありますが、それは置いておいて、良い機会なので、整合性を図っていく必要は積極的に必要かなと。以上です。

○委員

この対照表で、新しい概要になるのは、これはこれで変なものをつけ加えたとかではないので問題はないと思うのですけれども、付け加えについては、この文言が全くよくわからなかったというのが。私が読んでもわからないから、ほかの人が読んでもわからないかなと。特に（５）番、（６）番の、この文章はどこで切るのだとか。（５）番は市の機関「並びに」だけれども、（６）番は市の機関「又は」になっているのは、何か理由があるのかとか。実は、今の条例でも先ほど見たら、あるんですね。この文言が。この文言を説明してよと言いたいところなのですが。例えば、左の法の文言を見ると、すっくと入ってくる。国の機関、独立行政法人等、地方公共団体云々と、ずっと並立しているから、入ってくるのですが、条例にすると、市の機関を最初に入れるものですから、わかりにくくなっているんで、ここは工夫したほうが良いのではないかと。それは、条例がもうすでにありますが、（７）番についても同じように、網掛けのものがあるのですが、市、国、云々があって、市が実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供した情報、市が提供した情報とは一体なんだ、みたいな話が出てきて。市が公開禁止するのに市が提供した情報とは一体なんだとか。こここのところ、文言的には少し工夫されたほうがよろしいかと思えます。それに翻って、（５）、（６）もよくわからないと。主体の話についてというところを、意見としては言いたいです。

○阿部課長

ありがとうございます。こちらにつきましては、もう一度、今のご指摘を踏まえて、表現をより適切なものになるように工夫します。

○委員

わかりやすいものになるよう、お願いします。

○会長

精査していただいて。

○阿部課長

精査します。

○会長

よろしいですか。それでは、４番については終了させていただきます。

次、５番、「保有個人情報開示請求の開示決定等の期限及び期間延長について」でございます。私はこれは手続が可能かどうかによって判断すれば良いのかと、ただ思うのですけれども、どうでしょうか。意見。

○委員

ではよろしいですか。実は、実務を経験した時に、１４日以内、４５日、結構厳しいものがあるの

で。大量に件数を開示請求されると。ただし、やはり本来やはり行政の姿勢として、開示をしていく決定が、やはり14日ないし45日というのが、定着していると言えば定着していますので、そこはやはりここに合わせて。やはり上乘せの部分だと思うので、そこは市が開示に積極的だという姿勢を表す意味でも、本音の部分は置いておいたとしても、やはりそういう姿勢を表明するという事は、とても市の印象を高める部分も含めて、やはり大事なかなと個人的には思っているところです。以上です。

○委員

年間10何件くらいとどこかに記載があったので、それくらいなら対応できるかなと。これが増えてくると考えていかなければいけないと思います。

○会長

逆に、今までできていたので何で、という話になると、いや法律がこういう状況になっているからというだけでは、説得力がないというところはあるので。少し難しい。こういったものというのは市の都合の良いようにという言い方はできないと思うのですけれども、法がこのような規定しています、他市でもこのくらいの期間を取っているのは、当然ほかの市の状況というのはわかると思いますので、状況として半数以上がこちらを取っていますというようなものが、何か。ただやはり、今までできていたものがどうなのと言われたときに、なかなか難しくなるのかなと思いますけれども。何らかの形で期限をつけなければいけないのだけれども、どうなのだろう。どちらでも良い。変な言い方ですけれども、決めてしまえばそれに従ってやれば良いという、ただそれだけなのかなと思いますけれども。答えになっていないのだけれども、どうなのでしょうね。これは当局にお任せで。運用を考えていただいて。

○委員

実務上できなくはないではないですか。

○阿部課長

今、様々なご意見をいただきましたし、また他市の動向も、これから答申までの間で把握できるように努めたいと思いますので、その状況に応じて判断したいと思います。

○会長

よろしく願いいたします。

それでは次、6番、「手数料等について」ということですが、この中で確認が1点あるのですが、現在手数料免除としているのは生保だけですか。それ以外はないですか。

○阿部課長

現在、生活保護の受給の方だけでございます。

○会長

非課税世帯とかそういうのは関係なく。

○阿部課長

はい。

○会長

これは、実費を請求するみたいな考え方ですか。

○阿部課長

手数料そのものはいただきませんが、写しを作ったり、あるいは郵送で送ってほしいといった場合の送料、それは実費を頂戴しております。今後もそういう取扱いにしたいと思います。

○委員

このご提案は、現行どおりということについて、当然そうせざるを得ないと思います。当然、情報公開には積極的に対応しなければいけないと思いますが、一定程度の抑制的な考え方も必要かとは思いますが、コピー等、悪意を持たば無限に請求するようなこともできなくはないわけですので、そういう意味では、一定程度の費用がかかるということについては、当然そうせざるを得ないものと思います。

○会長

手数料条例は変えないのですね。よろしいですか。これは、市の考え方でよろしいのかなと思います。

次、7、「東大和市個人情報保護審議会への諮問について」でございます。これ私もいろいろ考えたのですが、まず現在の審議会がちゃんと機能しているのかどうなのかという、そこが私としては、会長職でありながらこんなことというのはどうなのかなと思うのですが、今後必要に応じてということになるのかな、どうなのでしょう。事務局にこんなこと聞いていいのかなのかわからないけど、実際、私他の市の審議会はよくわからないのですが、どんな状況なのでしょう。我々が一般的に参加し、私も含めて、実際問題機能しているとか、どういうふうに考えてらっしゃるかとか、事務局の意見を聞くというのもおかしいのかもわからないけど、何か考えていることございますか。

○阿部課長

東大和市におきましては、個人情報の保護の制度の運用のためには、審議会というのは欠かせない重要な機関と考えてございます。今後も高度な専門性や、市民感覚を反映させた個人情報の保護制度の適切な運用のためには、より一層の審議会での活発なご意見、あるいは報告に対して、今後もいろいろご意見などいただければ、行政に活かしていけると考えています。

○会長

我々ももっと、個々の立場もあるでしょうけど、もっと勉強しなきゃいけないのかなと非常に痛切に感じております。そんな中で、審議会の質なり中身を、高める必要があるのかなと考えています。最初に申し上げた機能しているかどうなのだろうというところは、審議会にかけた案件だから、これで審議会にOKもらったよと、審議会に通したよと、そういうものになるのかなと思っているのですが、審議会そのものも、そういった専門的な知識を確かに皆さんお持ちの中で、審議をさせていただいていますが、本来のあるべき姿は、頭では想像はしているのですが、なかなかそれに近づいていかないなというところが、私自身個人的に思っているところがあるので、今後審議会でのいろいろ諮問いただいた時に、まっとうな審議ができるのかというところが、すごく私本当に個人的に不安があるのです。皆さんはいろいろ知識をお持ちだから、そんな不安はあまりないのかなと思いますけど、そういった意味で、今後も必要なものについては審議会へという考え方のなかで、今後審議会

自身、どういった位置づけにしていくのかというのは、やっぱりもうちょっと皆さんと協議していく必要があるのかなと思っています。すみません、とりとめのない話になりましたけど。審議会自体は、諮問をするというのは、これは絶対残しておいた方が良く私は個人的には思っていますが、市の考え方でいろいろ違ってくると思っています。

次、8、「行政機関等匿名加工情報制度」ということでございます。今後これは、整備を必要とするタイミングというのはどんなところを考えていますか。今はまだ必要ないかなというのが説明でわかるのですが、今後、タイミングというのは何か条件みたいなもの、数が多くなってくれば整理しなくてはいけなくなってくるのかなというところなのですが、そのへんいかがですか。

○阿部課長

今、会長がおっしゃるとおり、まだ運用をどういうふうにやっていくのか、イメージがまずつかないというのが正直なところでございますので、先行してどういう制度で運用していくのかなど、そういう事例なども取り寄せて研究しながら、東大和市の個人情報保護制度の下でどういう新しい制度を運用するのか考えていくべきかと思っています。従いまして、まだ目標の年次とか、そういうことも立ってはおりません。

○委員

活用があまり進んでいないというよりも、少しいろいろさまざま検討すべき事柄があることから、条例施行時点での導入は見送ると考えて、課題として対応していくと。基本姿勢としてはいいのではないかなと、私は個人的に考えます。

○委員

私も個人情報等を活用する。その民間の側には当然メリットがあるのかと思うのですがけれども、あえて東大和市がそれに対応しなければいけないといった場合、行政側には特にメリットはなかなか見いだせないのかなというのを受けとめておりますので、そういう意味では導入を見送りたいということであれば、そのとおりでよろしいのかなと思います。

○委員

賛成です。

○会長

ありがとうございます。市の考え方で、というご意見ありがとうございます。以上で、9問目はこのままで。いろいろご意見いただきました。今後また本日の意見を踏まえて、市のほうで条例に、今のところを表わしていただくというところで、答申書を作っていただくわけですが、それに関して、今回いろいろご意見いただいたのですが、今後やはりこうしたほうがいいのかみたいなものというのは、受け付ける期間というのは、いつまでだったらいいよというのはございますか。

○阿部課長

なかなか十分な審議とは言えなかったかもしれませんので、このあと事前にお読みいただいて、今日ご意見とか、ご質問いただいたケース、あとこの場で思いついたご質問とか、ご意見もあるかと思っておりますので、少しお時間、期間を設けて、お気づきの視点だとかご意見があれば、事務局に2週間か10日、あまり先まで行きますと厳しくなりますので、できれば10日間、可能であれば熱いうちに

ということで、1週間程度の中で。

○会長

今月いっぱいくらい、今日何日だけ。

○阿部課長

今日20日です。

○会長

そうすると今月いっぱいくらい。

○阿部課長

そうします。事務局に、様式は問いませんので、おっしゃっていただければ反映に努めます。会長とご相談をさせていただきたいと思います。

○会長

よろしいでしょうか。そんなことで進めさせていただきます。それではいろいろご意見ありがとうございました。諮問4「東大和市個人情報保護法施行条例（案）の骨子について」は、提案のとおり承認したいと思います、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。それでは、本件の審議については終了させていただきます。どうもありがとうございました。

諮問5「委託先の変更について」

○会長

次に、諮問5「委託先の変更について」審議を行います。担当課の説明をお願いします。

○阿部課長

43ページをお開きください。諮問の理由であります、各課で行います個人情報取扱事務の委託先に変更がありましたので、諮問を行うものでございます。45ページをお開きください。字が小さくて恐縮でございますが、一覧表でございます。単純な委託業者の変更を除いて、このあとご説明いたします。3番、障害福祉課の障害者自立体験とびたち支援事業、そして5番、環境対策課の家庭廃棄物処理手数料の減免事務であります。この事業は、令和3年の第6回のこの審議会で諮問をいたしまして、令和4年度からはじまった事業であります。諮問の時点では委託の事業者は未定でございましたが、記載のとおり決定いたしましたので、今回諮問いたします。次に4番、健康推進課の母子保健事業であります。令和4年度から、この事業で新たに産後ケアを開始したことによりまして、東大和助産院、阿部産婦人科が加わっております。その他、1番につきましては入札の結果によるもの、2番につきましては委託先の事業者の事業そのものからの撤退に伴いまして変更が生じたものでございます。説明は以上でございます、よろしく申し上げます。

○会長

説明が終わりました。何かご質問等がございましたらお願いします。よろしいですかね。特にないようですので、審議会の意見をまとめさせていただきます。諮問5「委託先の変更について」は、提案のとおり承認としたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。それでは、本件については提案のとおり承認とします。以上を持ちまして諮問案件の審議は終了いたしました。

9 審議会への報告

○会長

引き続きまして、報告案件に移らせていただきます。報告案件の（1）法令等に基づくオンライン結合について、（2）個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について、（3）個人情報取扱事務の委託期間の更新について、を事務局から説明をお願いいたします。

報告1「法令等に基づくオンライン結合について」

○阿部課長

47ページをお開きください。報告事項は、記載のとおり3件でございます。49ページをお開きください。報告1「法令等に基づくオンライン結合について」。事務の担当課は課税課、事務の名称は軽自動車税の賦課事務、地方税共同機構とオンライン結合し、必要な個人情報を収集するという内容の変更であります。51ページをお開きください。表の中の9欄、及び15欄の囲みの部分の変更点であります。15の欄（5）変更の理由でございますが、軽OS S、こちら軽自動車ワンストップサービスの開始に伴いまして、個人情報の収集を行うための変更であります。このサービスが実施されますと、新車の新規申請をオンラインで実施できるようになります。53ページをお開きください。1の収集先は、地方税共同機構で、6の備考に記載された取得情報の項目を収集いたします。59ページをお開きください。軽自動車ワンストップサービスの概要を示しております。ご確認くださいと思います。以上で報告1を終了いたします。

報告2「個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」

○阿部課長

次に61ページをお開きください。報告2「個人情報取扱事務の開始・変更・廃止について」であります。このあと61ページから62ページにかけて、一覧表でお示ししておりますが、今回8つの課におきまして、開始が5件、変更4件、廃止2件、計11件の届出がございました。資料に基づきまして概要のみ、ご説明申し上げます。63ページをお開きください。事務の担当課は企画政策課、事務の名称は東大和市まち・ひと・しごと創生事業の変更であります。移住定住に係る相談者の支援及び市内の移住定住者を通じた市の魅力発信のための変更であります。6、7欄及び15の欄の囲み

の部分に変更点がございます。65ページでございます。文書課で、東大和市個人情報保護法施行条例（案）制定事務、個人情報取扱事務の開始でございます。先ほどご説明申し上げました条例案の制定に伴いまして、パブリックコメントを実施することから事務を開始いたします。67ページをお開きください。産業振興課で、住宅・店舗リフォーム資金補助金助成事務の廃止であります。事務の見直しを実施いたしまして、目的でございました不況対策事業としての役割を終えていると判断したことから、廃止を届け出るものでございます。68ページをお開きください。同じく産業振興課で、東大和市企業等応援金事務の廃止であります。令和4年4月1日付けで同事業が終了したことから、事務の廃止を届け出るものでございます。69ページをお開きください。子育て支援課で、高校生等医療費助成事業の開始であります。高校生等の保健の向上と健全な育成を図り、子育ての支援に資することを目的に、養育している者に対しまして、医療費の一部を助成する事業を開始するものでございます。71ページをお開きください。子育て世帯生活支援特別給付金事業（ひとり親世帯分）、そして73ページ、子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）支給事業、以上の2件は、いずれも子育て支援課が所管です。昨年度に引き続きまして、令和4年度もこの事業が実施されることになりました。支給対象者の選定基準日の変更がありますので、事務の変更を届け出るものでございます。75ページをお開きください。保育課で、東大和市地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援事業の開始でございます。小学校就学以前の子どもが在園する対象となる施設の利用料に関する支援を行うことから、事務を開始するものでございます。77ページをお開きください。福祉推進課で、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業の変更でございます。昨年度に引き続き、令和4年度も事業が実施されることになり、支給対象の見直しが示されたことから、変更を届け出るものでございます。79ページをお開きください。都市づくり課で、東大和市空家等対策計画策定事務の開始であります。策定に当たりまして、パブリックコメントを実施することから、事務を開始するものであります。81ページをお開きください。中央図書館で、第三次東大和市子ども読書活動推進計画策定事務の開始であります。計画策定に当たりまして、同じくパブリックコメントを実施することから、事務を開始するものであります。以上で報告2を終了いたします。

報告3「個人情報取扱事務の委託期間の更新について」

○阿部課長

83ページをお開きください。報告3「個人情報取扱事務の委託期間の更新について」でございます。85ページから108ページまで、一覧表にして記載しております。合計で223件の事務・事業につきまして、令和4年度も前年度と同じ委託先で委託期間の更新をしてございます。膨大な量になりますことから、1件ごとの説明は省略をさせていただきます。以上で、報告の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○会長

ありがとうございました。報告が終わりました。ご質問等がございましたらお願いしたいと思います。よろしいですか。特にないようでございます。以上で報告は終了となります。

以上で本日の議題を全て終了とさせていただきます。なお、承認となりました諮問につきましては、

審議会の意見として取り扱う個人情報、情報漏れがないように十分注意し、適切に管理することを付帯意見とさせていただきます。本日の会議録の承認及び市長への答申につきましては、会長に一任していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○委員一同

異議なし。

○会長

ありがとうございます。

10 閉会

○会長

他に何かございますか。よろしいですか、特にないようでしたら、これをもちまして本日の「個人情報保護審議会」を閉会したいと思います。今日は長い時間かかりました。長時間にわたって、ご協力ありがとうございました。最後に、事務局から連絡事項があればお願いしたいと思います。

○阿部課長

本日は、長時間にわたってご審議、誠にありがとうございました。次回の審議会につきましては、現時点で皆様のご都合伺いしますと11月9日（水）午前10時で予定させていただきたいと考えております。次回の審議もどうぞよろしくお願いいたします。また先ほど会長からありました、今月末までに条例案につきまして、お気づきの点ですとか、追加の内容がございましたら、事務局にお寄せいただければありがたいと思います。以上です。

○会長

ありがとうございました。それでは、本日はこれで終了したいと思います。どうもお疲れさまでした。

○委員一同

どうもありがとうございました。